

# 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「電子入札システム利用者規約」という。）に従って行わなければなりません。

令和 7 年 1 月 1 5 日

広島県西部総務事務所長 久保 康行

## 1 調達内容

### (1) 業務名

広島県東広島庁舎施設警備業務

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

（地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

### (4) 履行場所

東広島市西条昭和町 13 番 10 号

広島県東広島庁舎

### (5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、3 年間の総価で入札に付する。

### (6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 技術評価等資料

### (1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目		内 容
技 術 評 価	実施計画	作業計画表 実施計画（業務の内容、留意事項等を明記したもの）
	経営状況	広島県税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する資料（納税証明） 過去 3 事業年度の決算書類（貸借対照表・損益計算書など）
	実施体制	業務実施体制図 従事予定者計画表（様式 1）

技術評価	実績	同種業務の契約・業務実績一覧表（様式2）	
	技術者・資格者の人数	配置予定資格者名簿（様式3）、資格を証明する書類の写し	
	認証等の評価	プライバシーマーク又はISO27001の取得を証明する資料	
	苦情処理に対する取組	ISO9001の登録証の写し 苦情処理要領（マニュアル等）	
	自己検査体制	「自己検査」の項目、方法、体制等（様式4） 自己検査による業務改善の実績（様式5）（改善指示書等添付）	
	現場対応等	具体的な現場対応が必要な事態を想定した対策要領等	
	技術向上研修の実績	研修実施報告書（様式6） 研修概要がわかる資料、研修体系・規程等	
政策評価	社会的責任等	障害者雇用の取組	障害者の実雇用率報告書（様式7） 令和6年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写し等
		仕事と家庭の両立支援への取組	各施策に係る届出（登録）完了書類の写し又は届出（登録）証明書類の写し
	法令遵守	社会保険等の加入状況	社会保険に加入していることが分かる客観的資料の写し
		業務従事予定者の賃金水準	従事予定者計画表（様式1：再掲）

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要な事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目	評価基準	配点
技術評価	実施計画の妥当性	次の4段階で評価し、評価委員の評価結果の平均を技術評価点とする。 ・優 7点 ・良 3点 ・可 1点 ・不可 0点	7.0
	安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価	次の5段階で評価し、評価委員の評価結果の平均を技術評価点とする。 ・優れている 6点 ・良い 4点 ・普通 2点 ・劣る 0点 ・いずれかの税の滞納がある 0点	6.0

技	実施体制の妥当性、緊急時の対応手順、利用状況の変化に応じた庁舎管理・警備上の庶務業務（扉の解錠、施錠等）への対応の柔軟性	次の4段階で評価し、評価委員の評価結果の平均を技術評価点とする。 ・優 7点 ・良 3点 ・可 1点 ・不可 0点	7.0
	過去5年間の同種業務（建築物等の常駐警備）の受注実績の評価（当初契約の期間を事業者側の事情により満了しなかったものは実績に含めない。）	・3件以上 5点 ・2件 3点 ・1件 1点 ・実績なし 0点	5.0
	業務に関係する技術者・資格者の配置人数	・警備員指導教育責任者資格者の配置（1人につき）2点 ・施設警備業務に係る2級又は1級検定の保持者の配置（1人につき）1点 ※5点を上限とする	5.0
	業務に関連する認証等の評価	プライバシーマーク又はISO27001 ・取得あり 2点 ・取得なし 0点	2.0
術	苦情処理に対する取組の評価（苦情処理要領等の整備状況、実績等）	次の4段階で評価し、評価委員の評価結果の平均を技術評価点とする。 ・良 6点 ・可 3点 ・不可、整備なし 0点	6.0
評	自己検査体制等の整備状況、実績等	検査体制・検査実績などについて評価し、評価委員の評価結果の平均を技術評価点とする。 【検査体制】 ・良 3点 ・可 1点 ・不可、なし 0点 【検査実績】 ・良 3点 ・可 1点 ・不可、なし 0点	6.0
	現場対応等（警備業務において対応が必要な具体的な事態を想定した対策）	対策要領の内容、訓練・研修などについて評価し、評価委員の評価結果の平均を技術評価点とする。 ・良 6点 ・可 3点 ・不可 0点	6.0
	本店・支店等の所在地による評価	・県内に本店・支店・営業所あり 4点 ・なし 0点	4.0
術	業務に関する技術向上研修の実施状況	評価委員の評価結果の平均を技術評価点とする。 【研修体制等】 ・整備されている 1点 ・整備されていない 0点 【過去1年間の研修回数】 ・3回以上 2点 ・3回未満 0点	6.0

		【内容・カテゴリ・習熟度別】 ・良 3点 ・可 1点 ・不可 0点	
政策評価	障害者雇用への取組の評価	障害者雇用率 ・2.7%以上 3点 ・2.5%以上2.7%未満 1点 ・2.5%未満 0点	3.0
	仕事と家庭の両立支援への取組の評価	届出、登録があれば各2点 ・次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定・労働局への届出 ・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定・労働局への届出 ・「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録」への登録	6.0
	社会保険等の加入状況【必須】	健康保険・厚生年金保険の加入対象者の加入状況 ・未加入者がいない 3点 ・未加入者がいる 失格	3.0
	業務従事予定者の賃金水準【必須】	最低賃金者の賃金÷法定最低賃金=α ・αが1.25以上 8点 ・αが1.1以上1.25未満 3点 ・αが1.0以上1.1未満 1点 ・αが1.0未満 失格	8.0
合 計			160.0
価格評価の配分点			80.0
技術評価の配分点			60.0
政策評価の配分点			20.0
価格評価点	価格評価の配分点×(低入札基準価格) / (入札価格) ※80点を上限とする		
技術評価点	技術評価の配分点×(技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)		
政策評価点	政策評価の配分点×(政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)		
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点		

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は20点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。

※4 価格評価点に係る低入札基準価格は、設計金額に100分の70を乗じて得た額（小数点以下切り上げ）とする。

#### 4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「53A 警備（機械警備を除く。）」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けてい

ない者であること。

- (4) 本件調達の商品日から開札日までの間のいずれの日においても、要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定によって公安委員会から警備業者として認定された者であること。
- (6) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (7) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (8) 本件調達の商品日の 2 年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において、「53A 警備（機械警備を除く。）」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
- (9) 労働保険の未適用及び直近 1 年間の保険料の未納がない者であること。

## 5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

### ア 交付場所

〒739-0014 東広島市西条昭和町 13 番 10 号

広島県西部総務事務所東広島支所総務課（広島県東広島庁舎本館 5 階）

電話（082）422-6911（内線 2115）

### イ 交付期間

令和 7 年 1 月 15 日（水）から令和 7 年 1 月 27 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

### イ 提出期限

令和 7 年 1 月 27 日（月） 午後 5 時 00 分

### ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

エ 書面により提出する場合の提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館 1 階）  
電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 1 月 30 日（木）までに通知する。

(3) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、上記(2)エの場所に持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）により提出すること。

イ 提出期間

令和 7 年 2 月 14 日午前 9 時から令和 7 年 2 月 18 日午後 5 時までとする。

ただし、郵送等による場合は、提出期間の終了日時までに必着とする。

(4) 技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

東広島市西条昭和町 13 番 10 号  
広島県東広島庁舎本館 5 階 広島県西部総務事務所東広島支所総務課庶務係  
電話（082）422-6911（内線 2115）  
メールアドレス sjwhsoumu@pref.hiroshima.lg.jp

イ 提出期限

令和 7 年 2 月 18 日（火） 午後 5 時 00 分

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、持参又は郵送等により提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(5) 開札の日時

令和 7 年 2 月 19 日（水） 午前 10 時 00 分

6 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が 2 名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点と同じ場合は、施行令第 167 条の 9 の規定に

より、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

免除

#### イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「53A 警備（機械警備を除く。）」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) (ア)以外の者

免除

### (3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から、入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

### (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

### (5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和7年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

### (6) 契約書作成の要否

要

### (7) 手続における交渉の有無

無

### (8) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒739-0014 東広島市西条昭和町 13 番 10 号

広島県西部総務事務所東広島支所（広島県東広島庁舎本館 5 階）

電話 (082) 422 - 6911(内線 2115) ファクシミリ (082) 423 - 8799

メールアドレス sjwhsoumu@pref.hiroshima.lg.jp